

預託台数等が前提として用いる推計値と異なる場合の対応について

1. 資金管理料金特別会計及び再資源化預託金等特別会計の収支予算の特殊性

再資源化預託金等の預託及び資金管理料金の徴収は自動車リサイクル法に基づき、本年1月から開始された新しい制度である。資金管理料金特別会計及び再資源化預託金等特別会計の収支予算書を作成するにあたり、預託台数等につき一定の前提条件をおいて計算しており、その条件を設定するために出来る限りの予想推計を行なっている。しかしながら、実際の預託台数等については、継続検査等を受ける台数、使用済自動車の発生台数、使用済自動車の処理スピード等資金管理法人が制御できない要因によって決定されるものであるため、これが推計値と異なる場合には収支予算に以下のような影響を与えることとなる。

(1) 預託台数が推計値より多い場合

資金管理料金特別会計…資金管理料金収入が増加する一方で、その増加額の範囲内で預託関連実務を委託した事業者に支払う委託手数料、銀行口座引落しやコンビニでの収受のための収納手数料等の支出が増加する。

再資源化預託金等特別会計…預託金預り収入が増加する一方で、その増加額の範囲内で再資源化預託金等特定資産組入支出が増加する。

(2) 預託対象車両の再資源化等預託金の単価が推計値より高い場合

再資源化預託金等特別会計…預託金預り収入が増加する一方で、その増加額の範囲内で再資源化預託金等特定資産組入支出が増加する。

(3) 払渡又は返還する再資源化等預託金の単価が推計値よりも高い場合

再資源化預託金等特別会計…特定資産取崩収入が増加する一方で、その増加額と同額の預託金払渡支出又は輸出返還支出が増加する。

(4) 使用済み自動車が払渡の対象となるまでの期間(使用済自動車の処理に要する時間)が推計値より短い場合

再資源化預託金等特別会計…特定資産取崩収入が増加する一方で、その増加額と同額の預託金払渡支出が増加する。

(5) 再資源化預託金等を払渡す使用済み自動車の台数が推計値よりも多い場合

再資源化預託金等特別会計…特定資産取崩収入が増加する一方で、その増加額と同額の預託金払渡支出が増加する。

(6) 再資源化預託金等を返還する中古車輸出台数が推計値より多い場合

再資源化預託金等特別会計…特定資産取崩収入が増加する一方で、その増加額と同額の輸出返還支出が増加する。

(7) 再資源化預託金等の運用の年間利回りが推計値よりも高い場合

再資源化預託金等特別会計…特定資産運用収入が増加する一方で、その増加

額と同額の再資源化預託金等特定資産組入支出が増加する。

2. 実際の預託台数等と推計値が乖離した場合の対応

上記のとおり、実際の預託台数等が推計値と乖離する場合には、支出額が増加する可能性がある。当然ながら、入手可能な情報を下に出来る限りの推計を行い前提条件を設定しているが、新しい制度が安定的に運営されるまでは、資金管理料金特別会計及び再資源化預託金等特別会計において、預託台数等と推計値の乖離の結果、実際の支出金額が予算を超過する可能性は否定できない。また、具体的な超過額についても、実際の預託台数等が明らかになる事業年度終了後にしか最終的には確定しえない。

実際の支出金額が予算を超過した場合、一般的には予算の流用や予備費の使用で対応し、これらでは対応できないときに補正予算を編成することが必要となる。しかし、このような預託台数等と前提条件に用いた推計値の乖離に伴う予算超過は、法人自らが管理不可能な要因によるものであるため、今後、毎年、事業年度終了直後に予算の補正を検討せねばならないことも想定される。一方で、いずれの場合にも支出の増加額は、収入の増加額の範囲内であり、収支にマイナスの影響を与えないものである。

こうしたことから、最終的に予算超過することが年度途中で明らかになった場合には補正予算を編成するが、事業年度終了後に明らかになるこのような事態への対応策として、一定の限定的な要件を定め、当該要件に該当する場合は、理事長の承認及び理事会への報告をもって、予算の補正をしなくても予算を超えて支出することができることを財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に規定することとしたい。(別表参照)

なお、このような規程の整備は、他の公益法人においても行われているものである。また、当然のことながら、上記以外の要因に伴い実際の支出金額が予算を超過した場合には、補正予算を編成する必要がある。

3. 平成16年度における収支予算の見通し

以下のとおり、平成16年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計については、いずれも、実際の預託台数等と前提条件として用いた推計値の乖離に伴い、実際の支出額が予算における支出を超過する可能性がある。

【資金管理料金特別会計】

1月の預託台数は、以下の要因から、推計値を約97万台上回っている。

- ・継続検査時預託については、2月から運輸支局における預託確認が開始するため、1月には生じないと想定していたが、実際には自動車リサイクル法の趣

旨を自動車所有者にご理解いただき、1月に約113万台の預託が行われたこと。

・引取時預託については、前提条件を約16万台下回ったこと。

このため、資金管理料金特別会計において、1月分の委託手数料は予算を約227百万円超過し、2・3月の預託台数が推計値と同様であった場合には、最終的に、本年度の事業費は予備費(98.5百万円)等では対応が不可能な予算超過となる見込み。

【再資源化預託金等特別会計】

上述のとおり1月の預託台数が推計値を上回っていることから、再資源化預託金等特別会計においても、1月分の再資源化預託金等特定資産組入支出が予算を約7,470百万円超過している。2・3月の預託台数が推計値と同様であった場合には、予算超過となる。

さらに、再資源化預託金等の払渡しについて、1月は払渡しの対象となるシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引渡しが行われないと予測していたが、予想よりも使用済自動車の処理が早く、1月に既に約26百万円分の引渡しが行われている(実際の払渡しは2月)。2月以降について、推計値と同様であった場合には、預託金払渡支出が予算超過する可能性がある。

以上